平成２４年（フ）第１２２号
三重県四日市市川島町5930番地226
債務者　榊原裕加里
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
滋賀県米原市下多良１丁目２番地吉田産業株式会社米原寮308号、前住所滋賀県東近江市平松町31―１メゾン・ド木村Ｂ―202、住民票上の住所京都府与謝郡伊根町字平田497番地
債務者　平岡　　貢
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２５０号
兵庫県高砂市高砂町鍵町730番地の28
債務者　坂口　由記
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２５１号
兵庫県高砂市朝日町２丁目９番31―103号
債務者　森田　　榮
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６０号
鳥取県鳥取市吉成南町２丁目１―11　アールメゾン201号、住民票上の住所鳥取県鳥取市高住852番地37
債務者　鳥谷　宏美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市行徳３丁目264番地２　恵信荘い号、旧住所北海道札幌市東区北39条東21丁目３番30号
債務者　金築　　憲
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
広島市安芸区矢野東４丁目30番27号
債務者　松本　順子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４５号
広島市佐伯区三筋１丁目１番20―107号
債務者　小倉留美子（旧姓手嶋）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５３号
広島県東広島市西条町下三永2328番地
債務者　末釜　朝美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６８号
広島市東区福田１丁目399番地
債務者　辻駒　俊三
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０３号
広島市安佐南区山本８丁目１番43―202号　ハウスアイⅠ
債務者　桐田　広志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
広島市佐伯区五日市中央７丁目11番２―402号
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４８号
広島市安佐北区可部南４丁目21番10―105号
債務者　迫田　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号
愛媛県西条市喜多台553番地１、前住所愛媛県西条市大新田195番地１
債務者　稲井　好孝
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市中村３丁目８番32号、前住所愛媛県新居浜市萩生2632番地の１
債務者　池田　和智
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市土居町天満1537番地
債務者　村上　英敏
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部